



2025年7月10日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大友 浩嗣  
(コード：1925 東証プライム市場)  
問合せ先 常務執行役員 山田 裕次  
電話番号 (06) 6225 - 7804

## 事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬としての 新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株式発行」又は「発行」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025年8月26日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 157,220株
(3) 発行価額	1株につき4,911円
(4) 発行総額	772,107,420円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 6名 66,220株 当社の取締役を兼務しない執行役員（退任者※を含む。） 53名 91,000株 ※ 2024年4月1日から2025年3月31日までの期間において、当社の取締役を兼務しない執行役員であった者のうち、2025年7月10日現在までに当社の取締役を兼務しない執行役員の地位から退任している者。
(6) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

#### 2. 本新株式発行の目的及び理由

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、対象取締役の職務執行期間である定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に応じた数又は単年事業年度（以下「業績評価期間」という。）における業績に連動した数の当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を付与することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、対象取締役を対象とする報酬制度として、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」という。本制度Ⅰ及びⅡをあわせて、「本制度」と総称する。）を導入することを決議しました。また、2022年6月29日開催の第83期定時株主総会において、本制度に基づき、当社株式取得の出資財産とするための報酬として、対象取締役に対して、本制度Ⅰ・Ⅱそれぞれ年額900百万円以内、合わせて年額1,800百万円以内の金銭報酬債権を支給すること等につき、ご承認をいただいております。

また、2024年1月11日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」という。対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称する。）に対して本制度と同様の事後交付型譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

今般、当社は、2025年7月10日開催の取締役会において、本制度に基づき、対象取締役等59名（2024年4月1日から2025年3月31日までの期間において対象執行役員であった者のうち、2025年7月10日現在までに対象執行役員の地位から退任している者を含む。以下「割当対象者」という。）に、事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬として金銭報酬債権合計772,107,420円、当社株式合計157,220株を付与することとしました。その内訳は以下のとおりです。

（1）事後交付型譲渡制限付株式報酬：金銭報酬債権 386,043,888円、当社株式 78,608株

（2）業績連動型譲渡制限付株式報酬：金銭報酬債権 386,063,532円、当社株式 78,612株

なお、本制度の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本制度の内容

本制度は、本制度Ⅰの株式報酬を対象取締役の職務執行期間である定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間（ただし、対象執行役員の場合は、対象執行役員の職務執行期間である事業年度と読み替えます。以下「役務提供期間」という。）満了後に交付し、本制度Ⅱの株式報酬を業績評価期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日以後に交付いたします。対象取締役に交付する当社株式の数の上限は、本制度Ⅰ・Ⅱそれぞれ年29万株以内、合わせて年58万株以内（ただし、2022年6月29日開催の第83期定時株主総会以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）であります。

#### 1. 本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰは、対象取締役等が役務提供期間中、継続して当社の取締役の地位（以下「取締役の地位」という。）にあったこと（ただし、対象執行役員の場合は、継続して当社の取締役を兼務しない執行役員の地位（以下「執行役員の地位」という。）にあったことと読み替える。）を条件として、対象取締役等に金銭報酬債権を支給し、対象取締役等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。本制度Ⅰにおける金銭報酬債権の額及び最終交付株式数の算定方法等は以下のとおりです。

##### （1）金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度Ⅰに基づき、対象取締役等に対して最終的に交付される株式数（本制度Ⅰにおいて、以下「最終交付株式数」という。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

##### （2）最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準となる株式数（本制度Ⅰにおいて、以下「基準交付株式数」という。）に、在任期間に応じて定められた係数（以下「在任期間係数」という。）を乗じた株式数といたします。

ただし、対象取締役等が、①役務提供期間の終了日（以下、本制度Ⅰにおいて「権利確定日」という。）までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位（ただし、対象執行役員の場合は執行役員の地位と読み替える。）を退任した場合（死亡による場合を除く。）、又は、②権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（ただし、対象執行役員の場合は、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又はその他これに準じる地位（以下「役職員等の地位」という。）のいずれの地位をも退任又は退職した場合と読み替える。死亡による場合を含む。）は、最終交付株式数に、当該退任日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。))

を乗じた額の金銭（本制度Ⅰにおいて、以下「最終支給金銭額」という。）を退任後一定期間内に支給いたします。

（本制度Ⅰにおける最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定式）

最終交付株式数＝A) 基準交付株式数×B) 在任期間係数 最終支給金銭額＝最終交付株式数×上記1.（2）の退任日の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））
--

（※1） 最終交付株式数に1株未満の端数が生じる場合、これを切り捨てます。

（※2） 最終支給金銭額に1円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てます。

#### A) 基準交付株式数

各対象取締役等における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものといたします。ただし、本制度Ⅰの株式報酬の額の上限に鑑みて対象取締役に交付する基準交付株式数を減少させる必要が生じた場合は、合理的な範囲で調整いたします。

#### B) 在任期間係数

在任期間係数＝ $\frac{\text{在任した月数}}{\text{役務提供期間に係る月数（12）}}$
--

（※3） 在任した月数は役務提供期間の開始日を含む月の翌月から対象取締役等が取締役の地位（ただし、対象執行役員の場合は執行役員の地位と読み替える。）を退任した日を含む月までの月数とします。

（※4） 在任期間係数が1を超える場合は、1とします。

## 2. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、業績評価期間の業績目標達成度に応じて、対象取締役等に金銭報酬債権を支給し、対象取締役等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。本制度Ⅱにおける金銭報酬債権の額及び最終交付株式数の算定方法等は以下のとおりです。

### （1）金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度Ⅱに基づき、対象取締役等に対して最終的に交付される株式数（本制度Ⅱにおいて、以下「最終交付株式数」という。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

### （2）最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準となる株式数（本制度Ⅱにおいて、以下「基準交付株式数」という。）に、業績目標の達成状況に応じて定められた係数（以下「業績目標達成係数」という。）を乗じた株式数といたします。

ただし、対象取締役等が、業績評価期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日（ただし、対象執行役員の場合は、業績評価期間の終了日と読み替える。以下、本制度Ⅱにおいて「権利確定日」という。）以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（対象執行役員の場合は、役職員等の地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合と読み替えます。死亡による場合を含む。）は、最終交付株式数に、当該退任日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任した日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））を乗じた額の金銭

(本制度Ⅱにおいて、以下「最終支給金銭額」という。)を支給いたします。

(本制度Ⅱにおける最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定式)

最終交付株式数=A)基準交付株式数×B)業績目標達成係数  
 最終支給金銭額=最終交付株式数×上記2.(2)の退任日の当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値(ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。))

A) 基準交付株式数

各対象取締役等における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものといたします。ただし、本制度Ⅱの株式報酬の額の上限に鑑みて対象取締役に交付する基準交付株式数を減少させる必要が生じた場合は、合理的な範囲で調整いたします。

B) 業績目標達成係数

業績目標達成係数は、当社の第7次中期経営計画で定める環境指標(CO<sub>2</sub>排出量削減(事業活動)及びCO<sub>2</sub>排出量削減(建物使用段階)並びにCDP気候変動スコア)を業績評価指標とし、業績評価期間(第86期事業年度(2024年度))に係る確定した数値に基づいて、下表①～③に従って算出される業績目標達成度の係数を以下の算定式に基づき、算出いたします。

(業績目標達成係数の算定式)

業績目標達成係数={①CO<sub>2</sub>排出量削減(事業活動<sup>\*1</sup>)+②CO<sub>2</sub>排出量削減(建物使用段階<sup>\*2</sup>)}×③CDP気候変動スコア<sup>\*3</sup>

※1 当社グループの事務所、工場、施工現場、事業用施設等におけるCO<sub>2</sub>排出量

※2 当社グループが販売、開発した住宅や建築物の使用段階におけるCO<sub>2</sub>排出量

※3 国際NPO「CDP」が世界14,000社以上の企業等を対象に調査するもので、気候変動への対応や戦略等について8段階で評価し、その結果を機関投資家等と共有している

①CO<sub>2</sub>排出量削減(事業活動)及び②CO<sub>2</sub>排出量削減(建物使用段階)

業績目標達成度	業績目標達成度の係数
100%以上	0.5
80%以上 100%未満	0.4
60%以上 80%未満	0.3
40%以上 60%未満	0.2
20%以上 40%未満	0.1
20%未満	0

③CDP気候変動スコア

CDPスコア	業績目標達成度の係数
A	1.20
A <sup>-</sup>	1.10
B	1.00
B <sup>-</sup>	0.95
C	0.90
C <sup>-</sup>	0.85
D	0.80
D <sup>-</sup>	0.75

本制度に基づき当社株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役等との間で、①一定期間、割当てを受けた当社株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

なお、本新株式発行に伴い、当社と割当対象者との間において締結する予定の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記4.のとおりです。

#### 4. 本割当契約の概要

##### （1）譲渡制限期間

2025年8月26日から役職員等の地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）といたします。

##### （2）退任時における取扱い

割当対象者が譲渡制限期間満了前に役職員等の地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得いたします。なお、当社は、割当対象者が、任期満了又は死亡その他の正当な理由により、上記に定める地位を退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

##### （3）当社による無償取得

割当対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得いたします。

##### （4）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除いたします。

##### （5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しております。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものいたします。

#### 5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である4,911円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上